

令和5年（2023年）6月20日（火）  
豊中市第二庁舎3階大会議室  
午前9時30分～10時30分

## 令和5年度（2023年度）第1回 豊中市総合教育会議

### 次 第

#### 1 開会

○市長あいさつ

#### 2 出席者の紹介

#### 3 案 件

- (1) 豊中市総合教育会議の運営等についての一部改正
- (2) 本市におけるICT活用の方向性について
- (3) 豊中市立学校における保護者負担について

#### 4 配付資料

- 豊中市総合教育会議の運営等について 資料1
- 本市におけるICT活用の方向性 資料2
- 豊中市立学校における保護者負担費無償化の方向性 資料3

(案)

○豊中市総合教育会議の運営等について

平成27年5月7日

総合教育会議決定

改正 平成31年4月1日総合教育会議決定

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4の規定に基づき、豊中市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営等に関し必要な事項を次のとおり定め、平成27年5月7日から実施する。

（招集）

第1条 市長は、必要と認めたとき又は豊中市教育委員会（以下「教育委員会」という。）から法第1条の4第4項の規定に基づく会議の招集の請求があったときに、会議を招集する。

（周知）

第2条 市長は、会議の日時、場所、会議に付すべき事件について、あらかじめ市のホームページへの掲載その他の方法により市民に対して周知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

（会議の公開）

第3条 会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議を非公開とすることができる。

- (1) 個人の秘密を保つため必要があると市長が認めるとき。
- (2) 会議の公正が害されるおそれがあると市長が認めるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、公益上必要があると市長が認めるとき。

2 非公開の会議は、市長が指定する者以外の者及び傍聴人を会議場の外に退去させて、これを行う。

（関係者又は学識経験を有する者の出席）

第4条 市長は、法第1条の4第5項の規定に基づき、関係者又は学識経験を有する者の会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

（議事録の記載事項等）

第5条 会議の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 市長、教育長及び出席教育委員会委員の氏名
- (2) 会議に出席した関係者及び学識経験を有する者の氏名並びに関係職員の職及び氏

名

(3) 議題及び議事（第3条第1項ただし書の規定により非公開とした会議の議事を除く。）

2 第3条第1項ただし書の規定による非公開の会議の議事録については、前項の議事録とは別に、同項の規定の例により作成するものとする。

3 議事録には、市長及び教育長が署名しなければならない。

(議事録の公表)

第6条 市長は、前条第3項の規定による署名の後、速やかに議事録（非公開の会議の議事録を除く。）を市のホームページへの掲載その他適切な方法により公表するものとする。

(傍聴の手続等)

第7条 会議を傍聴することができる者（以下「傍聴人」という。）の定員は、会議の都度市長が定める。

2 市長は、傍聴を希望する者の数が前項に規定する定員を超えるときは、傍聴人を抽選により決定するものとする。

3 前項に規定する抽選の方法等は、市長が別に定める。

4 傍聴人は、受付において備付の傍聴人名簿にその住所及び氏名を明記しなければならない。

5 報道機関の取材について市長が必要と認めるときは、傍聴席とは別に記者席を設けることができる。

(傍聴の制限)

第8条 次に掲げる者は、会議を傍聴することができない。

(1) 人に危害を加えるおそれのある器物等を携帯している者

(2) 旗、のぼり、プラカード等を携帯している者

(3) 腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメット等を着用し、又は携帯している者

(4) 拡声器、無線機（携帯電話等を除く。）、録音機、ビデオカメラ写真機等を携帯している者（第10条ただし書の規定による市長の許可を得たものを除く。）

(5) 酒気を帯びていると認められる者。

(6) 前各号に掲げるもののほか、議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると市長が認める者

(傍聴人遵守事項)

第9条 傍聴人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否等を表明しないこと。
- (2) 静粛を守り、私語、談笑その他騒がしい行為をしないこと。
- (3) 携帯電話機等の電源を切っておくこと。
- (4) 飲食又は喫煙しないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

2 前項に規定するもののほか、傍聴人は、会議の傍聴に関しすべて職員の指示に従わなければならない。

(撮影等の制限)

第10条 傍聴人による写真、ビデオ等の撮影、録画、録音等は、これを認めない。ただし、あらかじめ市長の許可を得たものはこの限りでない。

(傍聴人の退場等)

第11条 市長は、傍聴人が第8条から前条までの規定に違反したときは、当該規定の定めに従うべきことを命じ、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

2 傍聴人は、前項の規定により退場を命じられたとき又は会議が非公開となったときは、直ちに退場しなければならない。

~~—(事務局)—~~

~~第12条—会議の事務局事務は、都市経営部経営計画課において処理する。—~~

(細目)

~~第13~~第12条 前各条に定めるもののほか、会議の運営等について必要な事項は、市長が定める。

# 本市における I C T 活用の方向性

## 豊中市教育振興計画

児童生徒向けの一人一台の I C T 端末環境と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、「教育の情報化」を促進し、各自のスタディ・ログ（学習履歴等）を活用することで、「多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない個別最適化された創造性を育む学び」を実現することをめざしています。

### 【施策4】

**情報活用能力**（情報モラルを含む）の育成を図るため、学びのツールである I C T を活用し、学びあい、つながり、高めあう教育を一層進めていきます。

## 教育行政方針

### 【重点事項】

児童・生徒用タブレット端末をはじめとした I C T 機器を活用した**情報活用能力の育成**

【基本方向2】子どもたちの学びを高める環境づくり…④確かな学力と体力の向上

児童・生徒の一人一台タブレット端末をはじめとする I C T 機器を活用して、**情報活用能力の育成**を進める。デジタル学習環境を活用したより効果的な学びにつながる授業スタイルの積極的な実践を進め、好事例を広く共有しながら定着を図ります。

## I C T を活用した「学び」の基本方針

### 【新しい時代に対応した情報教育】

新学習指導要領では、**情報活用能力（プログラミング的思考や ICT を活用する力を含む。）**を、言語能力や問題発見・解決能力と同様に、**学習の基盤となる資質・能力**と位置づけています。また、この情報活用能力の育成においては、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行い、ICT や情報通信ネットワーク等の情報手段を適切に活用した学習活動の充実を図ることや、各学校のカリキュラム・マネジメントの視点からも教科等横断的に教育課程の編成を図り、育成されることが求められます。よって、本市においても ICT 機器等の学習環境の充実を図るとともに、それを活用した学習活動の推進に取り組み、**児童生徒の情報活用能力を育成**します。

# 本市のICT環境整備について



## ICTの環境整備状況

- 普通教室に大型モニタ導入
- 児童生徒一人一台タブレット端末 (iPad) 32,400台
- 教員用タブレット端末 (iPad) 1800台
- 普通教室に電源キャビネット導入
- 校内ネットワークの改善、アクセスポイントを上位機種に交換
- GIGA運営支援センターの開設、ICT支援員を1校1名配置

# 本市におけるタブレット活用事例①



## 【交流】

タブレット端末上で作成した作品等は、班活動やペアワークで画面を使いながら意見交流を行う。タブレット端末上では修正・変更が容易にでき、他者の意見を聞いて気づいたことや考えたこと等を、適宜反映させることができる。

## 【共有】

学習支援ソフトの共有機能を使い、各自で考えた内容や班でまとめた意見を教室設置の大型モニタに投影することで、全体で共有することができる。また、設定により生徒のタブレット端末上でも自由に閲覧できるようにすることで、生徒主体の取組みにつなげることができる。

## 【協働】

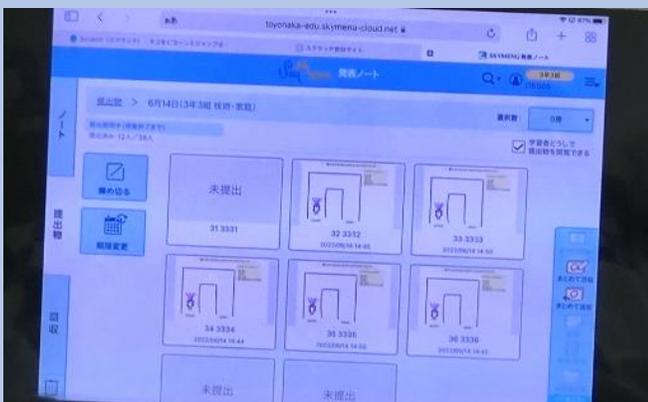
学習支援ソフトの協働機能を使い、班活動で意見をまとめたり、班で1つの作品を作成したりする。各自のタブレット端末を通して協働で1つのシートに書き込みをしたり、各自が作成したシートを結合したりして作成する。

## 【発表】

タブレット端末上で作成したものだけでなく、ワークシートなどで取り組んだものもタブレット端末で撮影し、大型モニタに投影したり、共有機能を使い各自の端末に映したりする。このように全体共有した状態で発表を行う。

## 【個別学習】

タブレットドリルを活用し、学習の復讐や繰り返し学習、すでに学習した学びなおしを行う。



## 本市におけるタブレット活用事例②

### 計測・制御のプログラミングによる問題解決

問題を解決するフローチャートは多数存在することを知ることにより、多角的な視点が必要であることに気づく



大型モニタに、PowerPointを活用してカラーで動く教材を提示することで、生徒の興味・関心が高まる。



○提出用のデータには予めフローチャートの記号を配置しておくことで、移動するだけでフローチャートを構成できるようにした。  
○発表ノートの共有機能で、他の班の考えや自分の考えたものを閲覧できるようにする。



○共有された様々な意見を比較し、話し合うことで学びを深めることができる。  
○模範解答となりそうな例を提示することにより、なぜ模範解答となりえるのかという意見交流ができる。

# ICT活用による新しい教育の方向

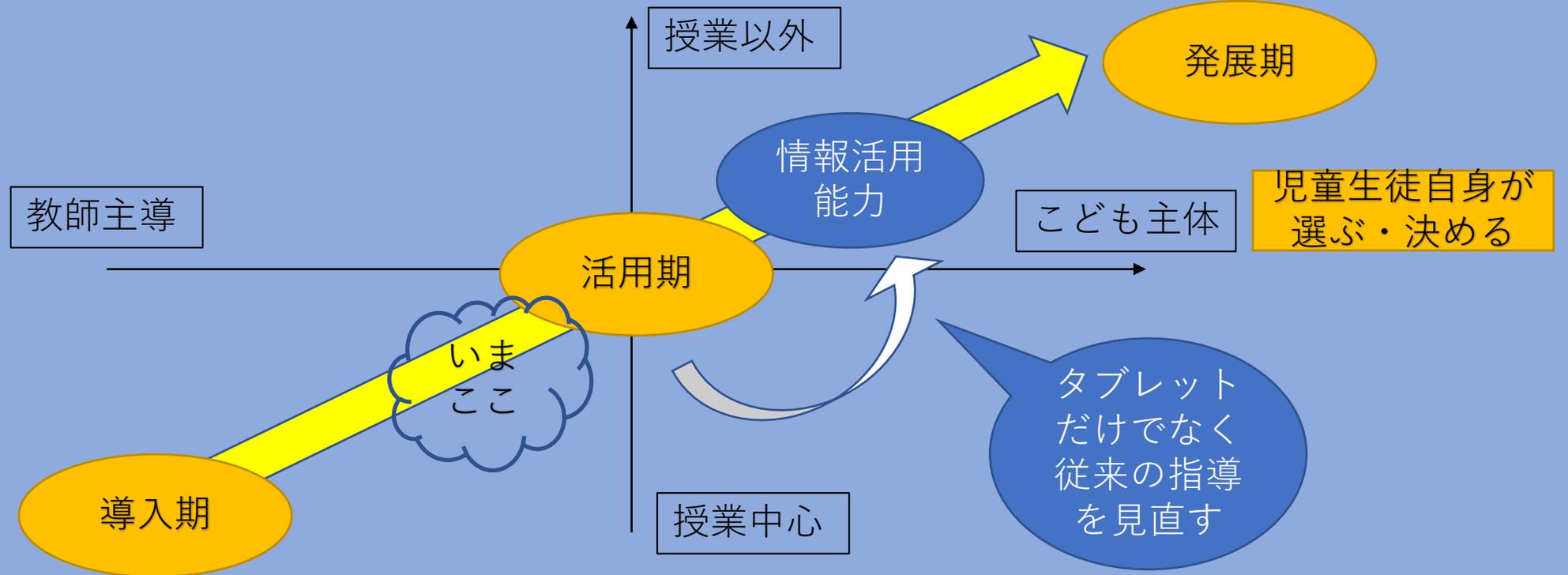
## ICTを挑戦的に利用している

- ・ICTの活用が目的化している授業
- ・教科の見方・考え方と関連付けられていない授業
- ・深い理解や知識の定着につながらない授業



## ICT（や教育データ）を堅実に活用する

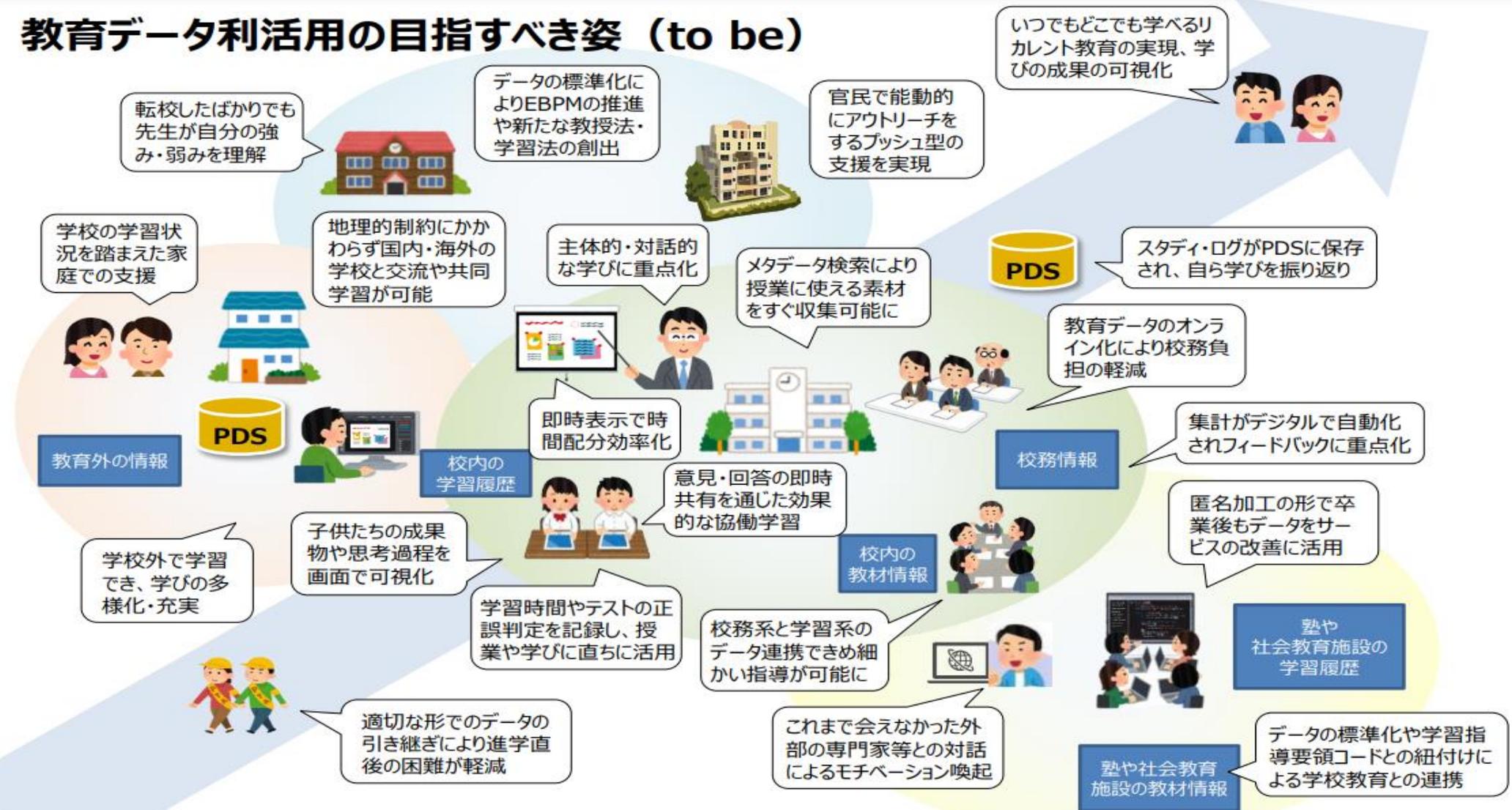
- ・学習意欲を喚起して、効率的・効果的に学習内容を定着する授業
- ・個別・協働学習を、意図的・重点的に位置づけている授業



# 今後の教育における生成AI等の活用の展望について

デジタル庁・総務省・文部科学省・経済産業省  
「教育データ活用ロードマップ」令和4年1月より

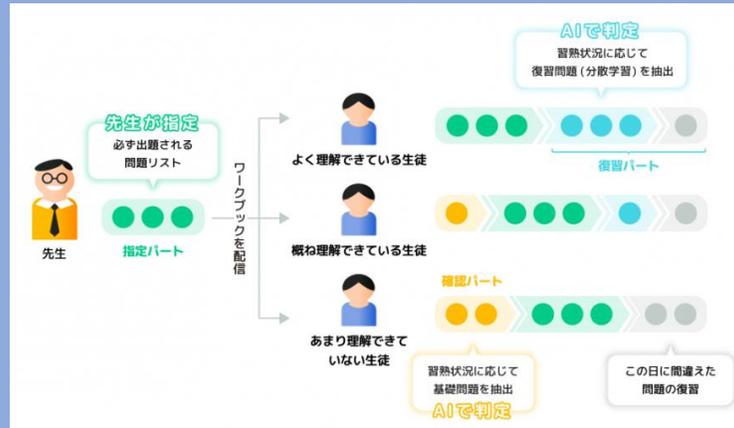
## 2. 教育データ活用の目指すべき姿 (to be)



# 豊中市における今後の教育データの利活用について（案）

## 教育データの一元化の効用(学習分析)

- ・教員が作成した問題を一斉配信が可能
- ・習熟度に合わせた問題をAI分析により自動配信が可能。
- ・クラス別・単元別に正答率を表示。教員へのフィードバックが可能
- ・個別最適な学習実現により、塾・家庭学習との相乗効果も期待



## 6年1組

リアルタイム	期間	単元	ワークブック	
生徒名	学習中の内容	正答率	解答数	進捗率
生徒A	理科 ワークブック 6/12 水の性質	71%	29問	74%
学習時間: 09分 28秒		目標時間: 20分 00秒		
確認パート	指定パート	学習時間: 09分 28秒 目標時間: 20分 00秒		
3	26 / 30 (+6)	34%	72%	出題なし
生徒B	算数 ワークブック 円の面積	82%	24問	100%
学習時間: 12分 43秒		目標時間: 15分 00秒		
確認パート	指定パート	学習時間: 12分 43秒 目標時間: 15分 00秒		
2	22 / 24 (+2)	85%	50%	出題なし

## 教育データの一元化の効用

### 教育データの一元化

放課後学習支援や  
家庭学習からのデータ収集

アンケートや試験結果の  
適切なフィードバック

学習ポートフォリオの  
教育改善への活用



学習指導支援

学習評価の透明性

評価結果の活用方法

・シンクタンク機能：AIドリル等教育データの分析・学力向上プログラムの開発

・人材育成機能：教員を育てる実践的な研修、教材研究の開発、指導情報の提供

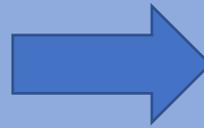
・CRM機能：児童・生徒・保護者の声を教育政策や授業改善へ反映

※CRM (Customer Relationship Management : 顧客関係管理) 顧客情報の一元管理により、顧客との関係性を維持・向上させる仕組み・ツール

# 教育における生成A I等のデジタル技術の活用について

## 生成A Iとは

あらかじめ学習させた大量のデータをもとに、文章や画像、音楽などを生成する能力をもった「人工知能」。



## その課題

生成AIは誰でも手軽に使うことができる一方、情報漏えいや著作権などの権利侵害のリスクなども指摘されている。

## 文部科学省（令和5年5月19日）「Chat GPT等の生成AIの学校教育の利用に向けた今後の対応について」

- ・学校現場での生成AIの利用については、**様々な議論や懸念**がある  
⇒**批判的思考力や創造性への影響、個人情報や著作権保護の観点等**についてリスクの整理が必要
- ・学習指導要領では、**学習の基盤となる資質・能力**として、「**情報活用能力**」を位置付け。新たな技術である**生成AIをどのように使いこなすのか**という視点や、**自分の考えを形成するのに活かす**といった視点も重要  
※他方、Chat GPTを提供するOPEN AI社の利用規約によれば、Chat GPTの利用は13歳以上、18歳未満の場合は保護者の許可が必要

- 学識経験者及び現場教員に対するヒヤリングを開始（4月下旬）
- 政府のAI戦略チーム（5月8日）、AI戦略会議（5月11日）
- ガイドラインver1.0（項目イメージ）【政府全体の議論を踏まえ、夏前を目途に公表】



### ☆本市において想定されるcatGPT等の生成AIの学校における利用

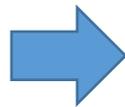
- ・教員の事務支援（文書作成等）
- ・プログラミング（コンピュータ言語へのコーディングなど）

### ☆ガイドラインに期待するcatGPT等の生成AIの学校における利用

- ・情報活用能力の育成（問題解決・探求における情報活用）

## 1. ねらい

学校教育にかかる費用負担の軽減



学校

公教育の充実

児童  
生徒

安心して学校教育活動に参加

## 2. 学校教育において保護者が支払う費用一覧

区分	内容	品名等
宿泊行事費	修学旅行・宿泊学習	交通費、宿泊料、入場・入館料、体験費用、食費、旅行取扱経費、保険料 等
教材費	教材・文具類	資料集、各種ドリル帳、テストプリント集、教科用ノート類、統一する必要がある筆記用具、文具類
各教科実習費	児童・生徒の所有となる製作物の費用等	調理実習材料、被服実習材料、工作材料、美術作品材料 等
校外学習費	遠足・社会見学等	交通費、入場・入館料、体験費用、食費 等
鑑賞行事費	芸術鑑賞等	観劇・音楽鑑賞等の費用、交通費 等
日本スポーツ振興センター共済掛金	共済掛金の保護者負担分	
生徒活動費(中学校のみ)	生徒会活動費用、課外クラブ活動	
通学費 教材費の一部	ランドセル、通学カバン、標準服、体操服、水着、リコーダー 等	

学校教育活動に直接的にかかる費用

児童生徒個人の所有物としての性格が強い費用

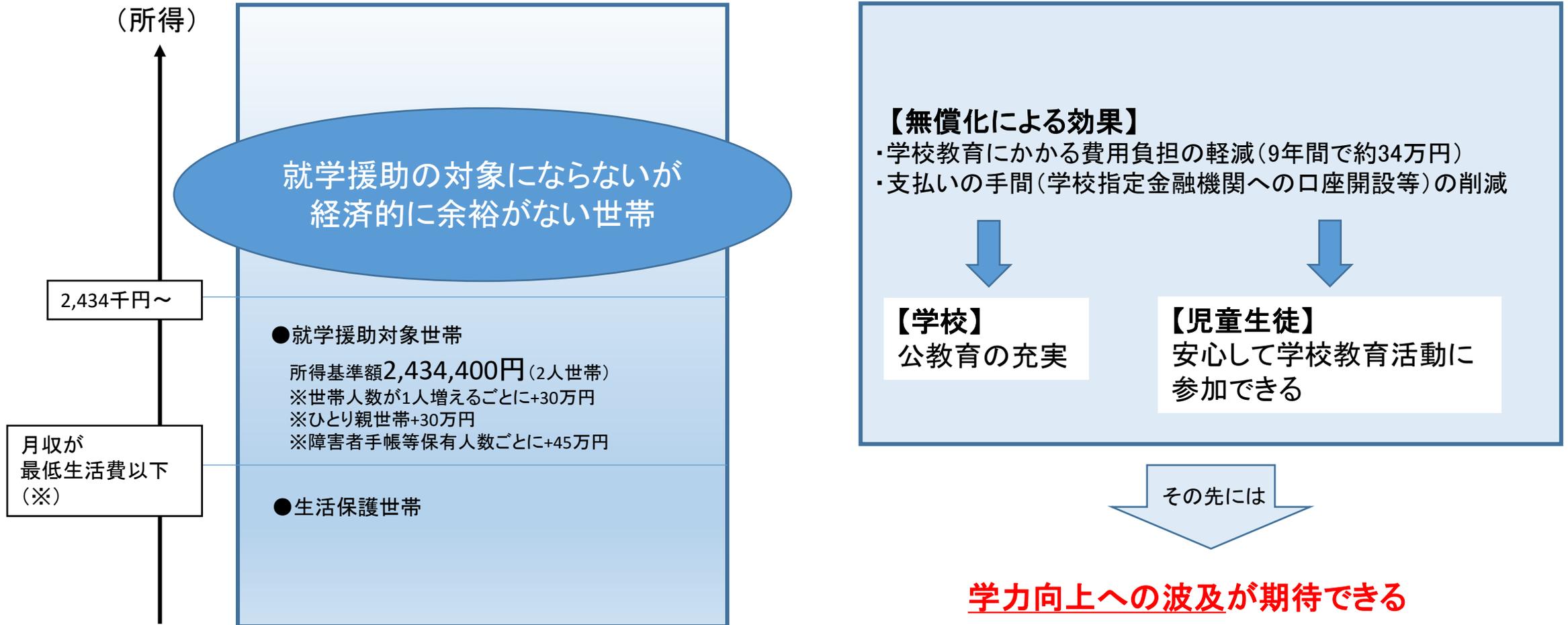
義務教育9年間で  
**約34万円**の負担  
(1人当たり)  
※学校給食費除く

【 他市状況 】  
・宿泊行事費無償化等の事例あり  
(町村等の小規模自治体)  
・保護者負担費全ての無償化事例はなし

※学校給食費については、  
国において無償化を検討

## 就学援助との比較

- ・経済的支援として、就学援助を実施
- ・物価高騰の影響などにより、その他の子育て世帯においても学校教育にかかる費用の負担感増加



※ 最低生活費

=生活扶助【1類(食費、被服費等個人的経費)+2類(光熱水費、家具什器費等世帯共通的経費)】+住宅扶助+その他扶助